

総合研究大学院大学文化科学研究科連携事業実施要項

平成 22 年 1 月 21 日
文化科学研究科専攻長会議承認

(趣旨)

- 1 この要項は、総合研究大学院大学文化科学研究科連携事業（以下「連携事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

- 2 連携事業は、総合研究大学院大学文化科学研究科（以下「本研究科」という。）の学問諸分野における先導的で国際的に活躍できる高度な専門的知識及び能力を本研究科の学生（以下「学生」という。）に修得させるとともに、人間の文化活動並びに人間と社会、技術及び自然との関係に係る関連諸分野と有機的に連動できる、創造性豊かで優れた専門応用能力を備える若手研究者の育成を目的とする。

(対象となる事業)

- 3 連携事業の目的を効果的かつ効率的に達成するため、次の各号に掲げる事業及びその他の附帯事業を実施する。これら事業の実施に関して必要な事項は、本研究科専攻長会議において審議の上、研究科長が別に定める。
 - (1) 「総研大文化科学研究」刊行事業
本研究科所属教員・学生の研究実績を公開する査読付ジャーナルの発行。本研究科外の専門家をアドバイザーボードに委嘱して内容評価を受ける。
 - (2) リサーチ・トレーニング事業
研究を深化させ、学位(博士)申請論文の作成に不可欠な史資料の調査等に要する移動経費等の補助
 - (3) 学術交流フォーラム事業
各専攻より選任された「学生企画委員」が中心となり、学生派遣事業・教員学生連携研究事業の成果公開と、それら知的財産の専攻を超えた理解と共有をはかるために展開する事業の支援
 - (4) 学生企画委員事業
学術交流フォーラムの企画・運営・Web公開等の実務を担う学生をRAとして雇用し、各種事業の推進を支援する
 - (5) FD推進事業
教員・学生を対象とする連携事業の評価アンケートの実施
 - (6) 情報発信等附帯事業
前各号に掲げるもののほか、学生の紹介、連携事業の事業内容、実施経過及び成果等をホームページ等を活用して公表し、他の大学院及び学生を含め社会に広く情報提供する附帯事業
 - (7) その他
研究科長が必要と認めた事業

(企画運営の組織)

- 4 連携事業の企画運営は、本研究科の専攻長会議において実施する。

(連携事業の取扱い)

- 5 連携事業は、この要項の定めに従い実施するものとする。ただし、専攻の判断により、次項に定める経費の他、外部資金等の導入を妨げるものではない。

(経費について)

- 6 連携事業の実施に要する経費は、標準教育研究経費「専攻運営費拠出金」とする。

(経費の算定基準及び経理処理)

- 7 連携事業の実施に要する経費の算定基準及び経理処理は、本研究科の専攻を置く大学共同利用機関及び放送大学（以下「基盤機関等」という。）において経費を執行する場合は、当該基盤機関等に適用される会計規則その他の会計規程等によるものとし、それ以外の場合は国立大学法人総合研究大学院大会計規則(平成16年法人規則第10号)その他の会計規程等によるものとする。

(経費の送金処理)

- 8 葉山本部事務局は、本研究科が別に定めるところにより、連携事業の実施に要する経費を、当該専攻を置く基盤機関等に送金するものとする。

(連携事業の事務)

- 9 連携事業の事務は、基盤機関等における事務担当部署の協力を得て、葉山本部学務課基盤総括事務係において処理する。

(雑則)

- 10 この要項に定めるもののほか、連携事業の実施及び経費の執行その他必要な事項については、本研究科の専攻長会議の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 適用期間満了により失効した総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プログラム」実施要項（平成17年11月18日学長裁定）及び総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデントイニシアティブ実践教育プロジェクト」実施要項（平成19年3月16日文化科学研究科専攻長会議承認）、総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プロジェクト」実施要項（平成20年5月22日学長裁定）、総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」実施要項（平成21年5月21日学長裁定）、並びに総合研究大学院大学文化科学研究科「研究活動の組織化と成果の社会還元をめざす実践的学習プログラム」実施要項（平成22年5月26日学長裁定）に措置された経費に基づき実施された事業を通じて発生、取得した財産に関する権利、義務及び管理は、連携事業が引き継ぐものとする。